

ID: 53

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	八頭町交流施設条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第90号		
【根拠条文】			
(利用の許可)			
第5条 交流施設の施設又は備品を利用しようとする者は、あらかじめ別に定める利用許可申請書を教育委員会に提出し許可を受けなければならない。			
2 教育委員会は、前項の規定により提出された利用許可申請書を審査して支障がないと認めたときは、別に定める利用許可書を交付する。			
【基準】			
根拠条文、第5条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。			
(利用の制限)			
第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流施設の利用を許可しない。			
(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者			
(2) その他不相当と認められる者			
(公の施設の利用における措置)			
第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日